## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

| [1]都市福利施設の整備の必要性 | |
|---|---|

〔現状分析〕

本市の松山市の中心部には、県庁、市役所、商工会議所、地方・家庭裁判所、検察庁、県警察本部など、松山市及び愛媛県を統括する官公庁が集中的に立地している。また、隣接地を合わせると、教育施設については、城北のエリアを中心に、小学校 5 ヵ所、中学校 3 ヵ所、高校 6 ヵ所、専門学校 17 ヵ所、大学 2 ヵ所が立地するなど、文教ゾーンを形成しており、中心市街地に若者の活気を与える要因となっているほか、公・民・学連携のまちづくり（地域において、市民と行政、企業、大学などが連携して行うまちづくり）の素地が形成されている。

文化施設は、県民文化会館、市民会館、県美術館、県立図書館、市中央図書館、男女共同参画センターが立地しており、基幹となる文化施設が集積し、保健福祉施設は、県民文化会館周辺の県施設や松山市総合福祉センターが立地している。医療施設については、基幹病院である松山市民病院、県立中央病院、日本赤十字病院を始め病院、診療所が多数立地しており、老朽化した基幹病院の建て替えも、郊外への移転を行うことなく、実施、計画されている。

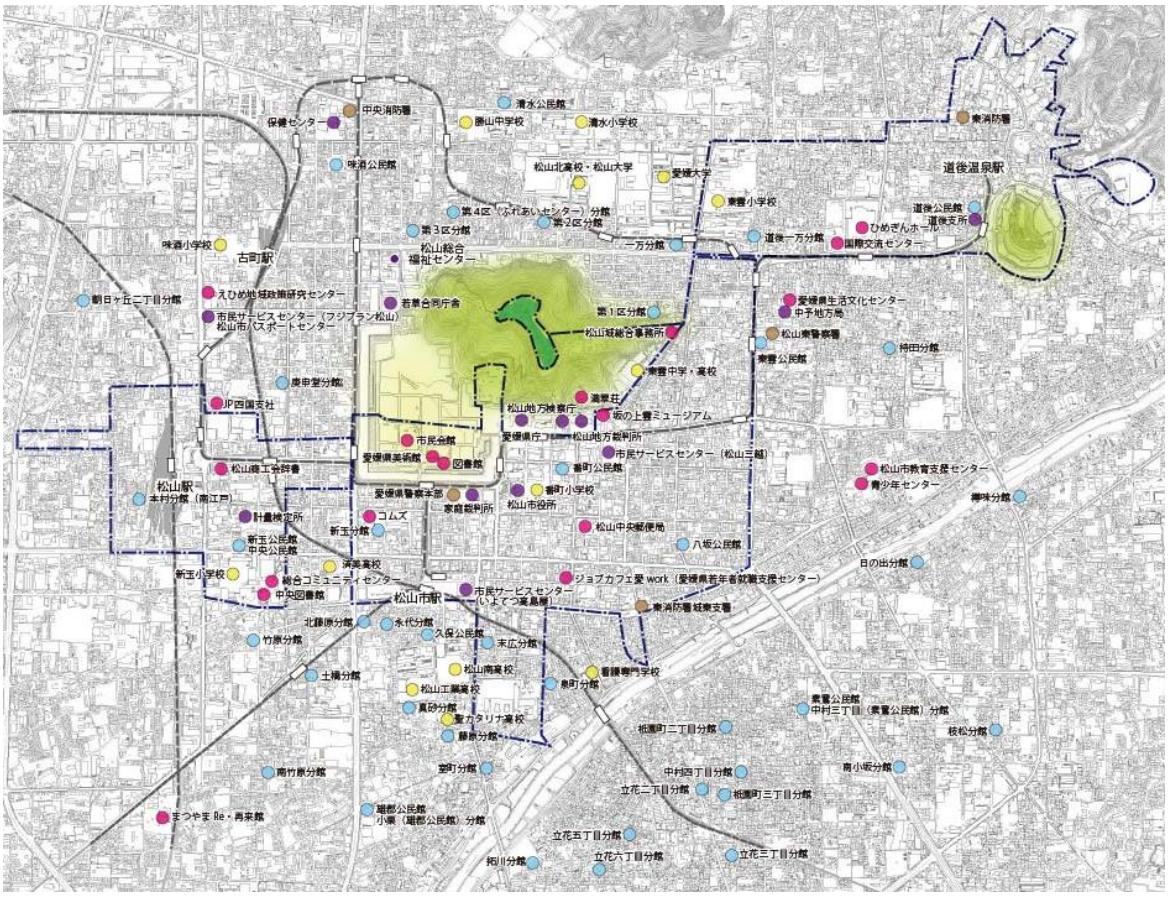



図　公共公益施設の立地状況

〔都市福利施設の整備の必要性〕

これらの現状を踏まえ、市街地の整備改善を図ることで、中央商店街及び周辺地域の訪れたくなる都心としての機能強化、都市型観光地としての魅力向上、安心して住み続けられる豊かな生活環境の実現に寄与し、中心市街地の活性化を図るために必要な事業として、以下の事業を基本計画に位置づける。

＜フォローアップ＞

基本計画に位置づけられた事業については、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、位置づけられた事業の中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2]具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

<table>
<tr><th>事業名、内容及び実施時期</th><th>実施主体</th><th>目標達成のための位置付け及び必要性</th><th>支援措置の内容及び実施時期</th><th>その他の事項</th></tr>
<tr><td>事業名：<br>愛媛県立中央病院整備運営事業<br><br>内容：<br>基幹病院の整備運営<br><br>実施時期：<br>平成 20 年度から平成 26 年度</td><td>愛媛県</td><td>・県立中央病院は、松山圏域はもとより県下の基幹病院として一般医療に加え、三次救急、周産期等の高度・特殊医療や先駆的医療に取組んできた。<br>・しかし、建物の老朽化に加え、診療機能の拡大や患者数の増加等により、機能的にも限界に達し、平成 21 年1月から建替工事を行っている。<br>・平成 25 年 5 月には新本院での外来診療が開始され、平成 26 年末までには外構工事など全体が完成予定。<br>・この事業によって、県民に求められる機能を有する基幹病院が整備され、病院診療者や中心市街地の居住者の利便性が向上する。<br>［敷地面積］<br>33,678m2<br>［建物］<br>89,447m2（うち、病院　75,986m2）<br><table><tr><th>建物</th><th>延べ床面積</th></tr><tr><td>本院</td><td>67,216.97m$^2$</td></tr><tr><td>三号館</td><td>7,361.23m$^2$</td></tr><tr><td>ガンマナイフ室</td><td>168.28m$^2$</td></tr><tr><td>PET－CTセンター</td><td>1,239.74m$^2$</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>13,461.21m$^2$</td></tr><tr><td>合計</td><td>89,447.43m$^2$</td></tr></table></td><td>支援措置：<br>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）<br><br>実施時期：<br>平成 20 年度から平成 26 年度</td><td></td></tr>
</table>

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|---|---|---|
| 事業名:<br>松山赤十字病院整備事業<br><br>内容:<br>基幹病院の整備運営<br><br>実施時期:<br>平成 26 年度から令和 3 年度 | 松山赤十字病院 | ・中心市街地の北部に立地する松山赤十字病院(文京町 1 番地)において、機能更新を含む建て替え事業を進める。<br>・隣接する市立東雲小学校用地(国有財産)の集約に伴い、国有財産を購入し、現地建替が可能となった。<br>・地域住民に安全で良質な医療を提供する。<br><br>建物概要<br>【規模・構造】<br>・鉄骨造 地下 1 階地上 10 階、免震構造、延床面積 約 55,000 ㎡<br>【駐車場】<br>・約 540 台<br>【完成イメージ図】<br><br>敷地南西上空からの鳥瞰イメージ<br><br><br>敷地西側からの外観イメージ | 支援措置:<br>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)中心拠点誘導施設:医療施設)<br><br>実施時期:<br>平成 27 年度から平成 29 年度 | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|---|---|---|
| 事業名:<br>教育センター整備事業<br><br>内容:<br>教育センターの整備<br><br>実施時期:<br>平成 26 年度から平成 27 年度 | | ・社会の変化に対応しつつ多様な教育を実現するため、愛媛大学に隣接し、小中学校の同一敷地内に教育センターを整備し、教育研究や教職員研修の充実を図る。<br>・小中学校や愛媛大学等と連携を図るほか、会議室の貸出等を行い、集約型都市の実現に必要な高次都市機能を向上させ、文京地区の魅力を一層高める。 | 支援措置:<br>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の効果促進事業)<br>実施時期:<br>平成 26 年度から平成 27 年度 | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|---|---|---|
| 事業名:<br>まちなか子育て・市民交流事業<br><br>内容:<br>子育て施設、市民交流施設の運営<br><br>実施時期:<br>平成 23 年度から令和元年度 | 松山市 | ・来街者への託児サービスや休憩場所の提供、情報発信およびショップモビリティ、イベント、会議等が開催できる交流スペース機能を備えた、都心部の拠点施設を平成 24 年 3 月より供用開始している。(愛称「まちコミュスポット てくるん」)。<br>・同施設では、小規模保育事業のほか、親子で参加できるイベントや高齢者のいきいきサロン、商店街情報の発信など、さまざまな取り組みを行っているが、更なる活性化と市民交流の一層の充実に繋げて行く。 | 支援措置:<br>子どものための教育・保育給付費<br><br>実施時期:<br>平成 27 年度から令和元年度 | |

（4）国の支援措置のないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|---|---|---|
| 事業名：<br>総合コミュニティセンター建物改修事業<br><br>内容：<br>文化・スポーツ複合施設の建物改修<br><br>実施時期：<br>平成 26 年度から平成 29 年度 | 松山市 | ・松山市総合コミュニティセンターは、コミュニティプラザ、研修会議室、文化ホール（キャメリアホール）、中央図書館、こども館・コスモシアター、企画展示ホール、体育館・温水プールからなる複合施設で、平成 29 年に開催されたえひめ国体の競技会場の一つである。<br>・築後 30 年を迎え老朽化が進んでいることから、計画的に施設及び設備等の更新・改修整備を行い、市民に幅広く利用される総合コミュニティセンターの機能を維持し、教育文化の振興及び健康の増進を図る。 | 支援措置：<br>スポーツ振興くじ助成金<br><br>実施時期：<br>平成 28 年度<br><br>支援措置：<br>えひめ国体市町等競技施設整備費補助金<br><br>実施時期：<br>平成 28 年度 | |